

伊藤長兵衛商店の奉公人

桂 浩子

はじめに

「近江商人」が典型的近世商人の一類型であり、近代に至り商家の組織化や経営の改革を行い近代的企業へと変化したことは、これまでの研究で明らかになっている。近世、近代の連続性を視野に入れた研究には、丁吟・小林吟右衛門家の諸研究に加え、各商家が近代期に入り近江商人の特性をどのように変化させていったかについての比較研究もある⁽¹⁾。しかし、こうした研究は経営や制度面からの考察が主流であり、店を構成した奉公人の事例研究などはまだ少ない⁽²⁾。

本稿では、これまで研究の対象とされなかった近江商人・伊藤長兵衛家⁽³⁾と商家が開いた商店を対象とし、滋賀大学経済学部附属史料館所蔵の「伊藤長兵衛家文書」⁽⁴⁾を用いて、同商店に勤めた奉公人の実態を分析し、近代の奉公人事例研究のひとつとする。

伊藤長兵衛家は、近江国犬上郡八目村（現、滋賀県犬上郡豊郷町八目）において農業のかたわら呉服太物卸「紅長」を商う家であり、天保三年（一八三二）後に六代目長兵衛となる万次郎が、同十三年には弟栄吉（初代伊藤忠兵衛）が生まれている。安政五年（一八五八）に弟が中国・北九州を主とした持下り業を始めた後、文久二年（一八六二）に兄が六代目長兵衛を襲名、家業を継ぐものの元治元年（一八六四）弟忠兵

衛に向こう四カ年の共同経営・利益折半を申し入れている。期限となる慶応三年（一八六七）には郷里の「紅長」をやめ本格的に持下り業に専念したが、明治三年（一八七〇）に至り兄弟は身代・得意場の分離を行う。それまで弟の得意場であった九州・下関方面を譲り受けた兄は、同五年に福岡県博多新川端町に呉服卸商①伊藤長兵衛商店を開設し、大阪に進出した忠兵衛も、同年大阪東区本町に紅忠を開店した。その後弟が京店、西店、糸店と店の規模を拡大・多角的な経営を行うのに対して、長兵衛は明治十一年に②店を博多行町に拡張移転、同十五年には京都に仕入店として③京店を開設している。二十八年には同店を綾小路烏丸東入る竹屋之町に移転後、帯地専門商全伊藤長兵衛商店とし、三十四年、店を室町綾小路下る白楽天町に移した折、博多から京都へ営業の重点を置きかえた。大正八年（一九一九）には大阪に忠兵衛家の了解を得た上で仕入店を開き、翌九年に同店を全大阪支店と改めた。また同年には、戦後恐慌により損害をうけていた伊藤忠商店の復活策として、主力取引銀行の住友銀行から伊藤長兵衛商店との合併案が提議され、両店ともこの提案を受け入れている。これにより大正十年、両店が合併し株式会社丸紅商店が創立。初代社長には九代目長兵衛が就任し、博多④店、京都全店はそれぞれ営業所に変更の後、同年中に売却された。

これまでの認識では、伊藤長兵衛家は伊藤忠兵衛家の陰に隠れてしまっているが、地商「紅長」から持下り業へ、博多に⑤店を、京都に全店を開設した後、伊藤忠商店との合併を経て丸紅商店の創業と、伊藤忠兵衛家とは異なる形で近代化を遂げた事例である。それゆえ、日本商業史の研究においても伊藤長兵衛商店の分析は重要な意味がある。

そこで、本稿では第一章で同商店の明治期店則と棚卸帳をもとに制度

面の変化を分析する。第二章では史料より作成した店員名簿を用い、別家・解雇者の事例を取り上げる。

第一章 奉公人制度の推移

第一節 制度関連史料について

奉公人制度を明らかにできる史料としては、伊藤長兵衛家文書に明治期の店則が数点と、安政五年から続く伊藤家の「棚卸帳」⁽⁷⁾が遺されている。「丸紅商店之沿革」によれば、伊藤長兵衛商店に店法が制定されたのは明治三十九年とあるが、実際には明治十三年「博多支店規則」や明治三十六年「覚書」⁽¹⁰⁾など店法制定以前の店則や、㊦店、全店それぞれに明治四十五年制定の「店則」⁽¹¹⁾が遺されている。

明治十三年の「博多支店規則」は「昨明治拾二年第二月上浣、筑前博多ニオヒテ支店ヲ開設シ、現金札付ニテ呉服卸商施行致候儀ニ付、規則左ニ」の序文に続き二二条が制定されている。その第十条には「一万事必ス支配人ノ指揮ニ従ヒ毫モ違戻ス可カラサル事」と記されており、㊦店において支配人が存在していたことを示している。

また、明治三十六年「覚書」には㊦店、全店の表記はないが、「第一条 礼儀ヲ守ル事」「第三条 諸事節ヲ専一ニスル事」など十三年の規則では見られなかった条目がある。加えて、この翌年㊦店では「商話会規定・中年丁稚仕着規則等綴」⁽¹²⁾と題した決議録が遺されている。「爰ニ我店ノ發達盛大ヲ期センガ為ニ商話会ナルヲ設ケ、左ノ各項ヲ決議ス」の一文に続き、㊦店独自の組織である「商話会」の規定、各役職詳細、店員名簿が記され、明治三十七年段階の㊦店の構成を知ることができる。

明治四十五年㊦店、全店の店則はそれぞれ「一四恩を思ひ以て立身出世の志を励むべし」から始まる「訓諭 五則」⁽¹³⁾とともに、補則を含め九七条の規則が定められている。条文数は同じながら、いくつかの条文で異なる点が見られ、㊦店、全店の比較を行う際に必要な史料でもある。

店則とは別に、「紅長」の頃から続く伊藤家の棚卸帳は、決算(棚卸)時に品物や貸金などの資産から、借品、借金を差し引き、決算時の正味財産を算出、前年度の値との比較から損益を求める帳合法がとられている。これは、資本計算的成果計算とも呼ばれ、一般商家で用いられていた棚卸の方法である。安政五年から明治二十七年まで、伊藤家の棚卸帳が残る期間はそのまま、弟忠兵衛の独立から共同経営、持下りを経ての㊦店開店と、重要な出来事が起こった時期と重なり、伊藤長兵衛家文書でも特に重要な史料であるが、棚卸帳を用いた経営面の分析は別の機会に譲るものとする。

第二節 店則にみる役職変化

近江商人に限らず、近世商家において奉公人には丁稚制度がとられ、通常丁稚一〇年、手代一〇年、計二〇年の奉公期間の後に、番頭や支配人へと昇進するが、近江商人の場合、長年勤めた奉公人より中途採用者が上の職階に立つこともあり、個人の能力重視が特徴としてあげられる。丁稚制度そのものは、近世から近代にかけて奉公人から組織の一店員として漸次変化していく。本節では伊藤長兵衛商店の店則を年代順にたどりながら奉公人の職階や役職変化について分析する。

まず、明治十三年の「博多支店規則」には、末尾に「支配人之義務」として支配人・副支配人・差添人の役職があり、それぞれ人名と役務の

表1 明治37年⊕店役職・役務等一覧

役職	役務	担当店員
支配人	主人不在中の代理、金銭出納と諸帳簿の整理のほか年始の回礼や会葬、集会等への参列	為吉（仕入方兼任）
助役	支配人不在の際、その事務を代理	為吉、嘉七（仕入・売方兼任）
帳場	支配人の整理に属さない諸帳簿や得意先通帳の照会	考次
仕入方	出張仕入（その際の買入品の目的は予め商話会にて熟議）、出張より帰店時には状況一切を報告	嘉七、次太郎（売方兼任）
売方主任	得意先の信用程度に注目し、取引の改善、業務の拡張につとめる	売方：嘉七、次太郎、善七、滋吉
売方	主任の補佐、得意先の状態やその他必要事項を逐一支配人や主任へ報告	売方補助：吉造、徳次郎、弥次郎、庄吉、定吉
物品整理委員	札入やその他物品整理、商品反物数の調査	呉服方：嘉七、善七 太物洋反：次太郎、源七

表2 明治45年⊕店役職・役務一覧

役職	役務
支配人	店務管理、部下各員の監督・勤惰能否を査定、営業状態・重要事項の報告、文通取締・親閲、帳簿伝票の検閲
副支配人	支配人の補佐、不在時の代理
主任	主管事務の管理、部下各員の勤惰能否を支配人に報告
係員	通常は主任の指揮に従い、主任不在時の主管業務の処理
書記	帳簿やその他事務の処理
小役	商務見習いの心得を以って誠実に任務に従う
雑務	荷造や炊事など

表3 明治45年今店役職・役務一覧

役職	役務
支配人	店務管理、部下各員の監督・勤惰能否を査定、営業状態・重要事項の報告、文通取締・親閲、帳簿伝票の検閲
副支配人	支配人の補佐、不在時の代理
仕入部長	仕入に関する一切の事務を司る
販売部長	販売に関する主任係員の管理、得意先の調査
主任	主管事務の管理、部下各員の勤惰能否を支配人に報告
係員	通常は主任の指揮に従い、主任不在時の主管業務の処理
書記	帳簿やその他事務の処理
小役	商務見習いの心得を以って誠実に任務に従う
雑務	荷造や炊事など

記述がある。支配人は、帳場の調査や金銭出納、賄方への指図・下程に対する訓戒など幅広い役務を担当する支店の責任者である。副支配人は得意先回の取り仕切り、商品の景況などを考慮するほか、町内の集会・会議の参加を担う役職である。この副支配人を補佐するのが差添人であり、商品数の調査や上役が不在の場合の代理を任されている。

「博多支店規則」においては、支配人に準じる役職のみが記されているが、明治三十七年⊕店の「商話会規定」には、いくつかの新しい役職

が確認できる。これらの役職に末尾の店員名簿の情報を加えたものが表1である。当時①店においては、支配人・助役・仕入方などの役職兼任や、整理委員の設置といった特徴があるほか、店員名簿には丁稚三名、炊事方一名の名前が記され、同店が一六名程の奉公人で運営されていたことが推測できる。なお同年における伊藤忠商店の店員数は本店四九名、京店二〇名、西店・糸店は一〇名前後であり、①店は伊藤忠商店の支店と同規模であることを示している。

また、明治三十九年店法「伊藤長兵衛商店事務取扱細則」⁽¹⁶⁾は、役職ごとの項目立てはないが、内容からは支配人・仕入部長・販売部長・販売係・会計係・用度係・庶務係などの役職名を拾うことができる。各係の詳細は不明だが、売方と販売、帳場と会計係といった従来の役職との関連とともに、部長の存在など組織化への意識がうかがえる。

明治四十五年①店、全店の店則には「第四章 役務」において役職の記述があり、その内容は三十九年の店則に比べより組織的になっている。両店の役務についてまとめたものが表2、表3である。これによると販売・仕入部長が全店に限定された役職であり、「伊藤長兵衛商店小史」にあるように、営業の重点が京都に移っていたことを裏付けている。また役職とは別に「第三章 等級」では、店員を理事・商務役・商務役補・書記・書記補・小役・雑務に分類する旨が記されている。各役には等級が設けられ、三等理事以上は重役とするほか、第一六条では「三等理事以上ヲ別家格トス」ともある。

丁稚制度において別家は奉公人の最終目標であったが、時代が下るにつれ別家は商家より独立する形から、組織内での重役店員に変化している。明治四十五年の店則で、別家格についての記述があることは、伊藤

長兵衛商店全体において、別家が必ずしも独立を意味するものではなく、重役という店の上位店員に位置することを如実にあらわしている。

表4 店員等級の比較
伊藤忠商店

	明治26年	明治39年	明治41年
重役	支配役	理事長	一等理事
	支配次役	理事副長	二等理事
		理事	三等理事
	一級商務役		四等理事
一般店員	二等商務役	一級商務役	理事補
	三等商務役	二等商務役	一級商務役
	商務役補	三等商務役	二等商務役
		四等商務役	三等商務役
		五等商務役	四等商務役
		商務役補	五等商務役
			商務役補
	書記役	一等書記	一等書記
		二等書記	二等書記
		三等書記	三等書記
一般店員			四等書記
	一等小役	一等小役	一等小役
	二等小役	二等小役	二等小役
	三等小役	三等小役	三等小役
		四等小役	四等小役
	五等小役	五等小役	
	雑役	雑務	

〔店員等級ノ変遷〕（『伊藤忠商事100年』、61頁）

伊藤長兵衛商店

	明治45年
重役	一等理事
	二等理事
	三等理事
一般店員	一等商務役
	二等商務役
	三等商務役
	四等商務役
	商務役補
	一等書記
	二等書記
	三等書記
	書記補
一等小役	
二等小役	
三等小役	
	雑務

また等級制度は、明治二十六年の段階で伊藤忠兵衛家に確認でき、伊藤忠商店と伊藤長兵衛商店の等級を比較したものが表4である。役職の分類はほぼ同じであることから、両商店は相互に影響を与えていたと推測できる。¹⁷⁾

さて店則を年代順にたどってきたが、明治期の伊藤長兵衛商店では役職の構成や表現に年ごとの差異がみられるほか、明治三十九年店則では組織化への意識がうかがえる。四十五年の「店則(Ⓐ店)」、「店則(京店)」に至っては、役職、等級制度の設置、別家を重役とするなど、奉公人の位置づけに大きな変化が起こっており、この年次の店則が個人商店と近代組織を隔てる節目のひとつであるといえよう。

第三節 棚卸帳にみる利益処分変化

安政五年から明治二十七年まで棚卸方法は資本計算的成果計算であったが、明治十九年棚卸記録の末尾には「京店博店 計算記」¹⁸⁾として利益計算とその配分方法が記されている。分配の項目には手代への給金・配当金が含まれ、奉公人に対する利益配分の実際を知ることができる。

【史料一】

京店博店 計算記

(中略)

差引	金貳千五百貳十貳円四十銭	
	一金八百十円也	本家
	一金八百四拾円也	支店積立金
小メ	金壹千六百八十円也	
差引	八百四十貳円四十銭	

伊藤長兵衛商店の奉公人

(中略)

内給金 メ百八円也

内配当 メ七百三拾四円四十銭

十九年の利益計算では、益金二五二・四〇円を本家八一〇円、支店積立金八四〇円、給金・配当金八四二・四〇円に分配しており、利益処分を「三ツ割」法で行ったことが明らかである。

「三ツ割」法は、近世から続く利益処分法である。初期の段階では利益の三分の一を手代延金(賞与)、三分の二を本家への配当としていたが、後に益金を配当金・賞与金・内部留保の三項目で均等配分、不均等配分する形に変化していく。近江商人においても西川甚五郎家が寛政元年(一七八九)、純益の三分の一を奉公人に分配する「三ツ割銀」制度を制定したほか、伊藤忠商店においても、明治五年に「利益三分主義」¹⁹⁾が取り入れられている。明治十九年の利益配分は三ツ割法の中でも均等型の利益処分を行っているが、翌二十年には見られず、二十一年に「廿一年度損益計算」²⁰⁾として次のような利益計算が確認できる。

【史料二】

廿一年度損益計算

(中略)

差引

メ	金貳千貳十五円三十三銭八厘	
	内金三百〇八円也	店人配当金
	内金百九拾円也	全年給金
	内金貳百円也	店臨時用利益一分積立金
	内金三百円也	店手代賞金へ積立金

差引

金壹千〇貳拾七円卅三銭八厘 全益

配分項目は、店臨時用積立金、手代賞金積立金が新たに組み込まれるほか、残額が全益として計上されている。十九年の三ツ割に見られた支店積立金や本家勘定はなく、各項目の合計と全益とで利益を二分する形となっている。各項目は二十三年に「全益」が「純益」へ、二十四年にも「手代賞金積立金」が「手代興賞積立金」へと変化するが、この配分方法は明治二十七年まで続けられている。棚卸帳における各年の利益額とその分配割合を示したのが「別表A 棚卸利益配分の変化」である。十九年を除き、配分割合は平均年給金八・二%、配当金十七・六%、店臨時用積立金九・六%、手代賞金積立金七・二%であり、各項目の合計が約四割となっている。二十一年からの利益配分は三ツ割法ではないものの、店臨時用積立金の約一割を除けば、利益の約三割が奉公人に対して割り振られている点の特徴である。

棚卸帳における明治十九年と、二十一年からの利益配分法の変化要因として、伊藤長兵衛商店における経営者の交代があげられる。詳細な記述は避けるが、明治二十年十二月二十七日「改名御願（隠居二付）」とされた史料には明治十年に七代目長兵衛を継いだ息子栄次郎が「天資薄弱且商売向不得手」であるため、実父が家督を相続、再び店の経営を行う旨が記されている。この家督相続を表す史料から、均等配分の三ツ割法がとられた十九年は栄次郎が、二十一年からは父親が経営者であり、それぞれの利益配分方法が両者の経営特徴であると推測される。

また、二十七年以降の利益配分については、明治四十五年「店則（㊦店）」の「第七章 会計」の段に、

第參拾四条 純益金ノ割賦ハ左ノ法方ニ依ルモノトス

- 一、百分ノ十 積立金
- 一、百分ノ三十 店員配当積立金
- 一、百分ノ十 店員恩賞積立金
- 一、百分ノ五十 本家収納金

とある。以前の項目にあった給金は「第八章 俸給手当」として別途設定され、純益金の割賦項目も本家収納金以外はすべて積立金となっている。このうち積立金については、第三六条に「損失ヲ生シタル時ハ後期へ繰越シ、翌年度ノ利益金ヲ以テ填補シ、尚不足ノ場合ハ積立金ヲ以テ填補ス」とあり、一〇%という割合とともに「店臨時用積立金」との関連がうかがえる。また、配当金については割合が従来の十七%前後から三〇%への増加、店員恩賞積立金も同章第五三条に理事昇進時や退店時慰勞金としての支出が記され、以前の利益項目に存在した「店員賞金積立金」が明治四十五年において「恩賞積立金」へと変化した可能性がある。同様に純益の五〇%を占める本家収納金も、二十一年からの配分には見られない項目であるが、純益におけるその割合から「全益・純益」との関連が推測される。

以上、伊藤長兵衛商店における利益処分には、第一に明治十九年にみる均等三ツ割法、第二に経営者が交代した二十一年からは、利益の約四割を各項目で分配、残額を全益として計上、第三に明治四十五年「店則（㊦店）」内の純益金の割賦と三つの段階に分けることができる。現段階では、第二、第三の関連について確証が得られていないが、前節における役職変化と同様に、利益処分法も明治十九年以降その割合や内容を変更し、四十五年の店則へつなげる形で組織の変化を行っていたことが明

別表A 棚卸利益配分の変化

年度	益金	本家	(%)	支店積立金	(%)	店員給金	(%)	店員配当金	(%)	残額	(%)
明治19 ※1	2,522.40	810	32.1%	734.40	29.12%	108	4.28%	734.40	29.12%	0	-

年度	純益	年給金	(%)	配当金	(%)	店臨時用積立金	(%)	手代興賞金	(%)	残額	(%)
明治21	2,025,338	190	9.4%	308	15.21%	200	9.87%	300	14.81%	1,027,338	50.7%
明治22	4,016,637	240	6.0%	750	18.67%	400	9.96%	200	4.98%	2,426,637	60.4%
明治23 ※2	3,327,026	255	7.7%	603	18.12%	300	9.02%	150	4.51%	2,019,026	60.7%
明治24	3,198,482	312	9.8%	582	18.20%	300	9.38%	150	4.69%	1,854,482	58.0%
明治25 (呉)	6,012,506	280	4.7%	945	15.72%	600	9.98%	250	4.16%	3,937,506	65.5%
※3 (洋)	-4,491,494	210	-4.7%	-	-	-	-	-	-	-4,701,496	-
明治26 ※4	1,538,62	(410)		500	32.50%	150	9.75%	100	6.50%	788,66	51.3%
明治27 ※5	6,984,776	274	3.9%	1,340	19.18%	-	-	55,85	0.80%	4,964,925	71.1%

- ※1 19年度棚卸については、分配項目が異なるため別欄を設けた。
- ※2 23、24年度棚卸で、全益の内2000円は資金利息として割り振られているので、表ではそれを差引いた額を全益としている。
- ※3 明治25年、㊦店洋反方の損失理由について「㊦棚卸帳」には次のように記録されている。
 明治廿五年五月ニ呉服ト洋反ト経済分離致タル処、呉服方ノ明治廿五年度ハ物価騰貴ノタメ大平ニ利益有之シ処、洋反方ハ主任者幸セノ方針ナリシ為メ大平ニ損害ヲ權シタリ、尚同人ノ性質宜カラズ見込無之為メ且ツ身上不都合等ニテ廿六年三月解雇仕候、而シテ廿六年五月ヨリ呉洋両店表面上分離シテ経済ハ合同ニ致シ来リタル処、利害ヲ省之終ニ明治廿七年一月ヨリハ表裏共合同唯一ノ当店ニ改正致シタリ、明治二十六年度ハ卸割決算ハ呉洋合同ニテ左ニ詳細記載ス
- ※4 25年度棚卸では、全益1538,602円を給金以外の3項目で割り振り、給金の記録はないが、別に年給金名簿で記されている。
- ※5 26年度棚卸では、利益の内から資本金利息2750円と店員売上賞与55,851円を差引いた額を全益としている。

らかになる。

第二章 伊藤長兵衛商店の奉公人事例

第一節 奉公人関連史料について

「伊藤長兵衛家文書」において、奉公人情報が得られる史料は、「雇用人履歴簿」⁽²²⁾、差引帳、入店時の誓約書である。

「雇用人履歴簿」は、姓名や原籍、父兄紹介人、履歴、退店解雇理由や退店後状態の記述のほか、生年・雇入・店転入・別家・退店解雇年次の欄が設けられている。明治五年入店の柳野利七から、明治四十三年に入店するK繁治郎まで計四五名が住所別に分類され、史料の中でもっとも詳細に奉公人情報が記された史料となっている⁽²³⁾。

差引帳は、明治二十年からの「店手代貸預金差引帳」と明治二十六年からの「店員貸預金差引帳」の二冊が遺されている。「店手代貸預金差引帳」には始めに「一本帳ハⒶ商店ノ手代丁稚等給金及配当毎年計算ヨリ賦与金預リヲ記シ、並ニ貸金ヲ差引記載ヲ摘要トス」と記されるように、奉公人の金銭出納帳の役割を持つものである。この二冊の差引帳には一〇三名の奉公人について各々の給金・配当金の出納記録が行われるほか、第三節の事例で取り上げる解雇者の解雇理由についてもいくつつかの記録がある。

誓約書については、明治後期から大正初期まで二一通があり、その多くは大正のもので、印刷された次のような誓約書に署名捺印のみを自筆で行う形をとっている。

【史料三】

誓約書

一拙者儀、今般御店へ備用被成下候、就テハ御店ノ規則堅ク相守申、誠実ニ勉勵可致候、若シ不都合ノ所為致候節ハ、如何様ノ御処分被成下候共不苦候、尚又御店へ損害等相掛申候節ハ、総額速ニ弁償可致候、万一本本人ニ於テ弁償難致時ハ、保証人ヨリ弁償仕、聊貴殿へ御迷惑相掛申間敷候、依テ保証人連帯ヲ以テ誓約書差入、
如件

誓約書のうち二通については明治四十四年のもので、大正期の誓約書と比べ内容にいくつか異なる点がみられるが、入店に際し規則や家風の遵守、無断退店をせず、弁金する場合には親兄弟、保証人が支払う旨記していることは共通している。近世であれば奉公に際して、生国から宗旨、奉公期間や給金・各種制約事項を明記した請状を記し、丁稚に入つたとされているが、伊藤家に残されたものをみる限り、請状よりも簡略化され、事書も誓約書と定式化している点特徴としてあげられる。

これら奉公人関連の史料を用いて作成したのが「別表B 伊藤長兵衛商店店員名簿」である。明治五年入店の柳野利七（一番）から大正九年入店のT庫三（158番）⁽²⁵⁾に至るまで一五八名の名簿であり、このうち、住所が特定できる者は七三名、内訳は滋賀県愛知郡が三一名、次いで犬上郡二三名、坂田郡八名、神崎郡五名、蒲生郡二名、甲賀郡一名となっている。なお県外出身者は三名おり、柳野利七が福岡市博多出身、明治二十七年入店の田中三九郎（46番）は京都府紀伊郡、そして明治四十二年入店のY政次郎（135番）が三重県安濃郡の出身である。Y政次郎については採用経緯が不明であるものの、柳野利七は明治五年に博多に開かれたⒶ店の例外的な現地雇用者であり、重要な位置を占めた人物である。

また、田中三九郎も京都府紀伊郡（現、伏見区）の出身であり、全店との関連がうかがえる。

次節からは、名簿内の別家者一四名、解雇者五七名のうち比較的详细な情報が得られる奉公人について具体的な事例を述べていく。

第二節 奉公人事例（別家）

① 柳野利七

「〔雇用人履歴簿〕」や差引帳の記録によると最も古い奉公人である。「〔雇用人履歴簿〕」には「本人ハ当家先代持下リノ際ハ博多上新川端町持下リ宿木屋茂平方ノ番頭ナリシガ当方下新川端町ニ呉服卸店開業ノ際雇入タリ」と記されている。生年は不明だが、丁稚制度において番頭はおよそ三〇歳前後での昇進が一般的であり、柳野利七が木屋茂平方ですでに番頭を務めていた点を考慮すると、明治五年の①店開店にあたり、他の奉公人を取りまとめる指導者として雇われた可能性が高い。中途採用の奉公人ではあるが、明治十年には①店の主任に、同十五年には仕入店である②京店の監督を任されるなど、重要な役職を担う人物でもあった。

表5 柳野利七給金変動

期 間	金 額
明治19～23年	70円
24年	90円
25～27年	70円
28年	100円
29年	120円
30～34年	150円
35～36年	160円

※明治33年からは上期・下期各75円、明治35年から上期・下期80円となっている

差引帳には、利益計算が発生した明治十九年からの記録が残されている。同年、益金二五二二・四〇円から奉公人に対し給金一〇八円、配当金七三四・四〇円が分配

された際、柳野利七には給金七〇円、配当金二五円が与えられている。差引帳記録にみる給金変動をあらわしたものが表5である。後述の別家者に比べると給金は高く、伊藤長兵衛商店における彼の重要度をあらわしている。

①店に明治五年入店した後、約三年にわたり同年に勤めた柳野利七は明治三十七年老体にて退店。その折「功勞ニ依リ終身毎年金壹百円ヲ贈与」され、後に自宅にて金物小売商を開業したとある。「店員貸預差引帳」にも明治三十七年「一金壹百円也 恩給金渡」と記録があり、「卅七年三月一日改メ 新帳へ写」とされるが、新帳においても毎年一〇〇円の贈与がなされたと推測される。

奉公人をまとめる立場として、①店においての要であった柳野利七は、給金や退店後の待遇など他の奉公人とは一線を画している。例外的な現地雇用者であり、かつ入店時他店の番頭ではあったが、別家として独立した奉公人と判断してよいだろう。

② 北川伊三郎（45番）

柳野利七が博多において雇い入れた者であるのに対し、北川伊三郎は明治十三年に犬上郡高宮町で生まれ、一三歳の時①店へ入店した典型的な奉公人である。前章で述べた明治三十七年①店「商話会規定」の店員名簿によると、この伊三郎が助役、仕入方、売方を兼務するとともに、呉服類の物品整理委員、得意先の受け持ちでは地方主任と様々な役職を任されていたことがわかる。この三年後の明治四十年、前任者であった渡辺為吉⁽²⁶⁾の退店をもって①店の支配人となり、同四十四年別家している。差引帳には、二十六年の入店後から三十三年までは配当金のみを与えられ、翌三十三年から給金が支給されている。同年から給金は上期・下

期の年二回で支払われることとなり、北川伊三郎の場合、各期三〇円、一年で六〇円の給金を受けていた。三十五年からは上期三〇円、下期四〇円となり、三十六年には両期とも五〇円、計一〇〇円と増加している。

「〔雇用人履歴簿〕」には北川伊三郎の別家際に際し「明治四十四年十月新店則二依り別家料壹千五百円ヲ与フ」と記されている。この別家料については明治四十五年「店則(㊦店)」に、

第五拾参条 店員恩賞積立金は左ノ場合ニ限り之ヲ支出スルモノトス

一、理事ニ昇進ノ時、別家料一時壹千五百円ヲ贈与スとあり、別家料については「〔雇用人履歴簿〕」の記述と一致し、「新店則」が四十五年「店則(㊦店)」を示していると推測するが、同店則の第九七条には「本店則ハ明治四拾五年式月式拾四日ヨリ執行ス」と、別家料の支払実施年次に相違がみられる。なお、伊藤忠兵衛家では明治四十一年の段階で別家(理事)に対し別家料一五〇〇円の支給が制定されていることから、四十五年「店則」への影響も推測される²⁷⁾。北川伊三郎はこの別家料の他に、大正三年八月、自己の独立営業を理由とした退店に対しても、二五〇〇円を功労恩賞金として受け取っており、その後博多網場町において秩父島小売専業を行ったと記録されている。

③馬場源十郎・清水太郎右衛門²⁸⁾

馬場源十郎(47番)は明治十六年生まれ、坂田郡鳥居本村字鳥居本の出身。入店は明治二十九年で本家から㊦店への出勤が記録されている。一四歳で入店後、明治四十四年には別家となり、前述の北川伊三郎と同様「新店則」に基づいて別家料一五〇〇円を受け取っている。大正五年には森本善松²⁹⁾の後任として㊦店の支配人となり、全店の大阪仕入

表6 別家者の入店・別家年次比較

	奉公人氏名	生年	入店年	年齢	別家年	年齢	年数
1	北川源十郎	元治元年	明治12	15	明治27	30	15
2	西村太右衛門	慶応3年	明治19	19	明治28	28	9
3	瀧豊吉	明治元年	明治14	13	明治27	26	13
4	伊関治三郎	明治12年	明治25	13	明治40	28	15
5	西村条次郎 ⁽³⁰⁾	慶応3年	明治25	25	明治33	33	8
6	北川伊三郎	明治13年	明治26	13	明治41	28	15
7	田中三九郎	明治14年	明治27	13	明治42	28	15
8	馬場源十郎	明治16年	明治29	13	明治44	28	15
9	辻吉太郎	明治15年	明治27	12	明治44	29	17
10	清水太郎右衛門	明治16年	明治30	14	大正1	29	15
11	小川徳次郎	明治19年	明治32	13	大正4	29	16
12	森本善松	明治16年	明治35	19	明治44	28	9

店が大坂支店となった同九年、同店の支配人を任された。大正十年、伊藤長兵衛商店と伊藤忠商店の合併による丸紅商店創立の際には、本店の営業副部長、兼販売部長として、同十一年には伊藤忠商店の有川茂三郎、陌間勘助と共に取締役に任命されている。合併時、「伊藤長兵衛商店唯一の実力者馬場支配人の合併積極論が推進力となったことも否めない」とあるように、馬場源十郎は、伊藤忠兵衛家において初代・二代目忠兵衛を支えた古川鉄次郎のような存在であったと考えられる。

清水太郎右衛門（67番）は、愛知川郡秦川村字目方の出身。明治十六年に生まれ、明治三十年本家から㊦店へ出勤後、同三十五年には今店に転勤する。別家は、大正元年で、別家料一五〇〇円を受け取った後、大正六年今店の支配人に、四年後の丸紅商店創立時には、京都支店の販売次長に任命されている。

丸紅商店株式会社の主要人事は、大半が伊藤忠商店の店員で構成される中、伊藤長兵衛商店からは馬場源十郎と清水太郎右衛門の二名だけが就任している。奉公人として㊦店に入り、別家後、合併後の丸紅商店でも引き続き勤務するという履歴は、奉公人から店員へ、商店店員から重役への変化を示すとともに、馬場源十郎が㊦店、清水太郎右衛門が全店の支配人として伊藤長兵衛商店の要であったことを反映している。

また、別家者一四名のうち入店・別家年次が明らかでない者について、入店・別家時の年齢、別家に至る年数をまとめたものが表6である。伊藤長兵衛商店の場合、別家年齢はいずれも三〇歳前後であるが、西村太右衛門（3番）や西村条次郎（36番）、森本善松など入店年齢が高い者のぞいて、およそ一五から一七年程で別家となっている。通常一〇代前半で丁稚に入り、丁稚一〇年、手代一〇年、計二〇年で番頭、その後別

家を許される一般的な丁稚制度の点からすると、こうした別家に至る期間が幾分短いのは伊藤長兵衛商店の特徴であるといえる。

伊藤長兵衛商店における別家者の事例をいくつか取り上げたが、柳野利七、北川伊三郎の二名と、馬場源十郎・清水太郎右衛門の間には、別家後の行動に決定的な違いがある。前者二名はいずれも別家後に退店し独自の店を開いているが、馬場・清水の両名は前述のとおり別家後も伊藤長兵衛商店・丸紅商店へと勤めたのである。これらの事例において別家者が独立を目指す方向から、重役店員へと変化する区切りは、明治四十一年に別家・その後独立した北川伊三郎と、明治四十四年に別家・継続勤務した馬場源十郎の間である。また、別家者の位置づけが変化する諸要因としては、組織を意識した明治四十五年「店則」の存在に加え、伊藤忠商店との関連、時代の風潮なども伊藤長兵衛商店やそこに勤める奉公人に影響を与えたと考えられる。

第三節 奉公人事例（解雇）

商家奉公人にとつての目標は別家になることであつたが、実際その職階に上ることができるのはごく一部である。「而して手代以上番頭に至りては（中略）十中の七八は悉く此の時代までに淘汰せらるゝを脱れず」とされるほか、近江商人の外村宇兵衛家でも、安政三年から明治四十年まで同家に勤めた奉公人二六〇名のうち、一二七名（約四八％）は解雇されている。³³伊藤長兵衛商店では一五八名中解雇者は五七名（三六％）。解雇理由が「右之者不都合ニ付解雇致候」や「右〇〇年解雇相済」といった記述が多い中、本節では具体的な解雇理由が記されている解雇者を幾人か取り上げる。

①放蕩

解雇理由として最もよく出てくる項目である。多くは「右之者放蕩ノ為解雇ス」と簡易な記述で終わるが、N弥十郎(5番)については次のように記録されている。⁽³⁴⁾

【史料四】

右弥七事本名弥十郎、明治廿一年二月ノ頃ヨリ放蕩致シ、然ルニ費用一切店ヨリ借不申不審ニ思居シ処、豈計ランヤ不都合ナル処為、則チ店品ヲ右計算ノ金高持出シ抜品致シ居、全年九月ニ発頭致シ実ニ悪ムベキ所為致シ、甚タ不都合ノ至リニ御座候、依テ全廿一年九月ニ連登セ実家へ預ケ置処、改心ノ功見ヘズノミナラズ右ノ悪為ノ廉ヲ以テ解雇十一月ニ致ス者也、依テ右差引貸越金ハ実父伊藤徳治殿ヨリ受取ベキ者也

「右計算ノ金高」は同人の差引帳のうち明治二十一年の「金八十巻円三十銭 本人不埒シ店品持出シメ元価ニ見テ」の記録のことである。放蕩に加え店品の持ち出しを行ったN弥十郎は、発覚の後、実家へ預けられるものの改心しなかつたために同年解雇されることとなった。なお、持出した金額については店が預かつていた給金などを差し引いても三八円八六銭が不足、実父にその請求がなされている。

②拐帯逃亡

商家奉公人の中には奉公先から逃亡する者も存在するが、H寿一(102番)の場合は逃亡時に多額の金を店から持出している。⁽³⁵⁾

【史料五】

右八卅五年三月八日金千七百五十円拐帯逃亡シタル処、三月十八日東京ニテ取押へ、持所金引上ケノ不足金右ノ内親元ヨリ多少弁済、

同日解雇ス、残り衣服少々アリ

H寿一はこの拐帯以前に、三九五円六九銭と四〇〇円近い額を店から借りていた。給金・配当金ともに支給されていたが、三十四年の給金は上期下期をあわせて一〇〇円、配当金四〇円で到底弁済がかなうものではなかった。拐帯逃亡の十日後、東京でつかまった際には、持逃げした額から六一〇円前後の不足が見られ、従来の貸越金を加えた総額一〇〇六円〇六銭六厘が「貸し」として記録されている。なお明治三十五年ごろは、公務員の初任給が三五円⁽³⁶⁾の時代であり、H寿一が持出した額がいかに大金であったかがうかがうことができる。

③病氣・死亡・不見込

これまでの解雇は放蕩や拐帯、詐欺など、店に損害を与えたための措置であるが、商店業務の継続が無理なために店を退いた者も存在する。

T甚三郎(6番)は、明治十二年ごろ入店。④店の支配人や明治十五年の⑤京店の主任を任され「本人は有為の材」と「雇用人履歴簿」に書かれるほどであった。しかし、「廿年二月ヨリ病氣之処、廿年十月十四日終ニ死亡致候」となり、死亡贈与金として三〇〇円が父親長五郎へ送られている。

また、O鶴吉(36番)の場合、「廿七年四月通、右実家ノ都合ニテ解雇」されているが、同年六月の記録にはそれまでの預金三〇〇円が全額実家へ送られている。肥前(現・長崎県)のX光次郎(18番)も「明治二十三年ヨリ病氣ニ付解雇仕候也」と解雇された後、明治二十四年八月に預け金四円が実家へ送られている。

S伊三郎(10番)については「右之伊三郎事、商業上一向短才ニテ用達不申行先不見込故、明治廿一年七月ニ解雇ス」とされ、解雇理由は

「不見込」である。能力主義の濃い近江商人は、奉公人の人物評価として「間に合う」「間に合わない」という基準を持っていた。³⁸伊藤長兵衛商店においても「不見込」と記されるように、商才の有無が評価される点は変わらない。しかし、解雇されたS伊三郎には「右配当金七円明治廿一年七月解雇之節 特別ヲ以テ条令外ニ相渡ス」として、他の退店者と同様に金銭が支払われている。

不祥事を起こした奉公人に対し、その解雇時に金銭が与えられることはまずないが、S伊三郎のように当人が不見込の解雇であっても「特別」に金銭が与えられている。店則のように解雇時の金銭授与について記された規則は見受けられないが、差引帳のS駒次郎（13番）の記述に次のようなものがある。「明治二十三年解雇ス、五カ年未済ニ付配当金没収スベキ処、特別ヲ以テ右金八円相渡ス」。次に、N信吉（8番）の場合には「明治廿三年九月逃亡致シ暇相致シ候、依テ規則ニ照シ五カ年未済ニ付、右配当金没収ス」とされ、「五カ年」という区切りが共通している。N信吉については「規則ニ照シ」とも明記されていることから、明治二十年の段階には「五カ年以内の解雇についてはそれまでの積立金を支給しない」という規則の存在が推測される。伊藤長兵衛商店の解雇者五四名中三一名については解雇時の金銭授与の記録がある。

解雇に際し特別に金銭やそれまでの積立金を支給したのは、経営者から店を退く奉公人に対しての温情であると考えられる。こうした行動は伊藤長兵衛商店に限らず、大阪鴻池家において奉公人が「暇遣」された場合にいくらかの退職金を加給され退職したとある。³⁹伊藤長兵衛家の場合、解雇者五四名中二八名については金銭を解雇時に受けている。その中でも特に明治二十年代から三十五年前後にかけての特に理由のない解

雇者が多い点の特徴としてあげられる。

また、差引帳ではないが、大正五年に解雇されたN銀次郎（72番）、Y平太郎（71番）、H多助（99番）に対しては解雇理由が放蕩であつても退店時に五〇〇円を支給されている。明治四十五年の「店則」第十四章退身の段には、「第八拾式条 書記・雑務ノ者勤続十カ年以上ニシテ退店シタルトキ、功労アルモノハ第五拾参条ニヨリ恩賞慰勞金ヲ贈与ス」とされている。これ以前であれば放蕩などは解雇時に何も与えられていなかった点と比較すると、明治末期の店則からは、それまで温情で与えられていたものが、長年勤続者に対する恩賞、退職金の体裁へと変化しつつあることが見て取れる。

以上、伊藤長兵衛商店の解雇者事例からわかることは、第一にH寿一の持ち逃げなど、入店数年後の奉公人が不都合を起こせる状況、奉公人や店の危機管理体制の未熟さがある。第二に、明治二十年ごろには「五カ年」未済の奉公人の解雇時には金銭を支給しないとす規則の存在がうかがえる。規則ではあるものの特別に支給される者はおり、特に明治二十年から三十五年前後にかけては解雇者の多くが金銭を渡されている。また、大正期には解雇理由が以前の「不都合」に準ずるものであつても、一律五〇〇円を渡されている点から、明治末の店則変化により退職金のような体裁をとり始めていることが第三の特徴としてあげることができる。このような伊藤長兵衛商店のあり方は、懲戒制度がなく、温情主義的な関係が続いており、明治期においても家族主義的な関係が維持されてきたのではないかと推測される。

むすびにかえて

以上、伊藤長兵衛家・伊藤長兵衛商店を対象とし、奉公人を取り巻く制度変化の分析や、別家や解雇者といった奉公人事例を取り上げた。

第一章の制度変化では、店則では明治十三年「博多支店規則」や三十七年「商話会規定」には支配人や副支配人といった丁稚制度の職階が依然として存在したのに対し、明治四十五年「店則」で主任、書記、小役に加え、等級制度など組織としての新しい制度への変化が見られた。安政五年から続く棚卸帳においても、明治十九年に発生した利益計算はその項目や割合を経営者によって変化しつつ、四十五年「店則」の利益分配へとつながりが推測されることを指摘した。

また、第二章でとりあげた別家・解雇事例では、従来の独立別家から馬場源十郎や清水太郎右衛門のように組織内の重役へと別家者の位置づけに変化が起こったのに加え、伊藤長兵衛商店の別家に至る年数の短さが特徴としてあらわれた。解雇者についても、明治期同商店においては奉公人の持ち逃げがあるものの、解雇者への金銭支給もみられる。この金銭授与も明治末期には退店に際しての慰労金・退職金へと変化したことが明治四十五年「店則」の条文から明らかとなっている。

これまで伊藤長兵衛商店は、多角的な経営を行った伊藤忠兵衛商店に対し小規模経営を行う個人商家であると認識されていた。しかし、商店内部では制度や利益処分法にみるように、柔軟な変化を行っていたほか、奉公人に対しても別家となる期間の短さや解雇時の金銭支給など同商店の特徴が事例から判明した。現段階において個人商店から組織を意識した明確な変化がみられるのは明治四十五年「店則」となっており、伊藤

長兵衛商店において大きな区切りであるとともに、こうした諸変化には、伊藤長兵衛商店に先駆けて近代組織へと展開した伊藤忠兵衛商店の存在が多々影響していたと考えられる。

本稿では主として④店、全店を取り上げたが、伊藤長兵衛商店については、経営面の分析とともに大正十年の合併により創業した丸紅商店を視野に入れた研究も必要であろう。また、伊藤忠兵衛家や伊藤忠商店の比較分析を行うことも重要であろう。いずれも今後の課題として残されている。

注

- (1) 上村雅洋「近江商人の近代化」(『近江日野商人の経営史的研究』(科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、平成十五年度(十七年度)、二〇〇六年三月)。
- (2) 近代期奉公人事例研究としては、正野玄三家における雇用形態の変化を明治・大正・昭和を通じ分析した「近代における日野商人正野家の雇用形態」(上村雅洋、『近江日野商人の経営史的研究』(同右)がある。
- (3) 伊藤家に関する文献は「伊藤長兵衛商店小史」(『丸紅前史』所収、丸紅株式会社、一九七七年)、『丸紅商店之沿革』(株式会社丸紅商店本社、一九三二年)、『伊藤忠商事一〇〇年』(伊藤忠商事株式会社社史編集室編集、伊藤忠商事株式会社、一九六三年)がある。なお、「地方商工業者に関する一考察―明治期の博多における呉服太物商を中心に―」(合力理可夫『第一経大論集』第三三卷第三号、第一経済大学経済研究会、二〇〇二年)には、明治二十五年福岡市呉服太物商の一覧(同一〇頁)に「伊藤長兵衛 博多掛町 江州支店」とあるほか、安定した経営を行う商家として伊藤長兵衛があげられている。本稿で使用した伊藤長兵衛家文書は、現在史料整理・目録作成中で

あるため、史料紹介ならびに引用には目録番号を付さず史料名のみを用いた。

- (5) 安政五年が伊藤忠商店の創業年次とすることについての問題は、「初代伊藤忠兵衛の創業期における商家活動の一鱗」(宇佐美英機『同志社商学』第五六巻五・六号、二〇〇五年)が伊藤長兵衛家文書を用的指摘を行っている。

- (6) 注3の文献において、七代目長兵衛は明治十六年に犬上郡河瀬村犬方(現、彦根市犬方)の若林又三郎家より養子に入り、同二十六年に相続した長次郎を指している。しかし、伊藤長兵衛家文書には明治十一年二月十六日「家督相続之義付御願書」に六代目から実子栄次郎への相続を、明治二十年十二月二十七日「改名御願(隠居三付)」では再び父親である六代目への相続を示す史料がある。これにより、七代目は伊藤栄次郎、六代目長兵衛が八代目を兼ね、従来七代目とされてきた若林長次郎が実際は九代目であることが明らかであるため、本稿では九代目とする。

- (7) 伊藤長兵衛家文書における「重層棚卸帳」(明治五年)、
「棚卸本帳」(明治十三年)、
「棚卸帳」(明治二十年)の三冊がある。

- (8) 『丸紅商店之沿革』三四頁。

- (9) 明治十三年「博多支店規則」は「伊藤長兵衛商店博多支店規則」(宇佐美英機、滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』第三七号、二〇〇四年)に翻刻されている。

- (10) 明治三十六年「覚書」は、注12の「商話会規定・中年丁稚仕着規則等綴」内の一史料であり、「史料紹介 伊藤長兵衛商店店則」(宇佐美英機、同右第三五号、二〇〇二年)に翻刻されている。

- (11) 明治四十五年の店則は「店則(⊕店)」と「店則(京店)」があり、いずれも「史料紹介 伊藤長兵衛商店店則」(同右)に翻刻・所収されている。

- (12) 以降「商話会規定」と略記する。翻刻は「史料紹介 伊藤長兵衛商

伊藤長兵衛商店の奉公人

店店則」(同右)に所収されている。店名表記はないが、末尾に付された「得意先受持区域」に肥後、筑後、島原、肥後、対馬の地名などから、博多⊕店であることがわかる。

- (13) 「訓諭 五則」は初代伊藤忠兵衛が作成したとされる(『丸紅商店之沿革』、一二頁)。

- (14) 「資本計算的成果計算」は現在の貸借対照表に相当し、損益計算書にあたるものは「損益計算的成果計算」と呼ばれていた(小倉榮一郎『近江商人の経営』七二―七四頁、サンブライト出版、一九八八年)。

- (15) 「創業カラ明治末マデノ店員数推移」(『伊藤忠商事一〇〇年』、三五頁)を参照。また、同年の採用人数は二二名、翌年からは毎年三〇名以上の採用が続いている。

- (16) 『丸紅前史』二〇一頁。
(17) 等級制度以外にも類似はみられる。例えば明治十三年「博多支店規則」において「現金札付ニテ呉服卸商施行致候」の記述から⊕店が「現金札付」で商売を行っていたことがみとれるが、伊藤忠兵衛商店でも明治十二年、掛売りから現金主義に改めたと社史に記録されている。

- (18) 伊藤長兵衛家文書、「棚卸本帳」。

- (19) 「伊藤忠商事一〇〇年」一一頁。このほか、伊藤忠商店の三ツ割を対象とした文献に「伊藤(忠)商店における財務管理方式―三ツ割―制度の導入について」(高橋久一『経済経営研究年報』第二五号(Ⅰ)、神戸大学経済経営研究所、一九七五年)や「伊藤忠兵衛本部の店則―三ツ割―制度の史的考察」(高橋久一、同右第二六号(Ⅱ)、一九七六年)がある。

- (20) 伊藤長兵衛家文書、「棚卸帳」。「損益計算」と題されているが、資本計算的成果計算で行われた棚卸帳と金額が必ずしも対応しておらず、洋式簿記において貸借対照表と対になる損益計算書ではない。

- (21) ⊕店洋反方の損害が発生した明治二十五年以降は、損失回復期間で

あり、利益配分の割合に影響するため、明治二十一年から二十四年の間の値を用いて平均とした。

- (22) この史料については、内容は奉公人の名簿であるが、表紙・裏表紙ともに題に相当する記述が一切ないため、仮題「雇用人履歴簿」を記す。

- (23) 項目数の多い「雇用人履歴簿」であるが、実際にはすべての項目が埋まることはまれであり、体格や紹介人欄には特に空白が目立つ傾向にある。

- (24) 末永國紀『近江商人』四八頁、中公新書、二〇〇〇年。

- (25) 別表Bでは、個人のプライバシーを考慮に入れ、別家になった者を除き、苗字をアルファベットに置き換えた。

- (26) 渡辺為吉(12番)。生年不明。明治三十六年に別家、三十七年「商話会規定」では支配人兼任入方を担当。明治四十年に退店後は、韓国全羅北道参礼において伊藤農場の経営に携わり、同四十四年には郡山にて呉服小売商を行っている。

- (27) 『丸紅前史』五七頁。

- (28) 馬場源十郎、清水太郎右衛門については、差引帳の記述はなく、すべて奉公人名簿からの情報である。

- (29) 森本善松(107番)。明治十六年生まれ、明治三十五年入店。同三十七年①店「商話会規定」の店員名簿では同年丁稚から中年へ昇格すると共に、売方の担当となっている。明治四十四年別家。

- (30) 史料において「糸」は「紬」と読めなくないが、判読が難しく「糸次郎」とする。

- (31) 『丸紅前史』七二頁。

- (32) 丸山侃堂、今村南史共著『丁稚制度の研究』、政教社、一九二二年、八四頁。

- (33) 上村雅洋「近江商人外村宇兵衛家の雇用形態」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』第二三号、一九八九年)、一〇五頁にある二六〇名の奉公人一覧表より「解雇」「永暇」「不埒」「家出」といった不

都合により解雇された奉公人だけを抜き出した人数である。

- (34) 伊藤長兵衛家文書、「店手代貸預金差引帳」(明治二十年)。

- (35) 伊藤長兵衛家文書、「店員貸預差引帳」(明治二十六年)。

- (36) 村石利夫編『お金・紙幣・金融の大辞典』(大蔵財務調査会、一九八二年)二〇九頁。

- (37) 『丸紅前史』二二二頁。

- (38) 末永國紀『近江商人』五一頁。

- (39) 安岡重明「享保期における商家奉公人の性格―鴻池家の場合―」(大阪の研究 近世大阪の商業史・経営史的研究 第三卷)二七二頁、清文堂出版、一九六九年)。

〔付記〕本稿は「NPO法人たねや近江文庫」との平成十八年度共同研究「近江商家の奉公人と経営活動」の研究成果の一部である。また、平成十七年一月、滋賀大学大学院経済学研究科に提出した修士論文「伊藤長兵衛商店の経営分析」の一部をもとにしている。

別表B 伊藤長兵衛商店店員名簿

氏名※1	通名	配属店※2	生年月日※3	雇用時期※4	差引帳	備考 1※5	備考 2	住所 ※6
1 柳野利七 ●		博店		M5 - 37	配・給	M24.9.2 開店100円貸 M37.2 退店(老体ニテ勇退)	退店時、100円 博多で金物小売商開業	福岡市博多下新川端町
2 北川源三郎 ● (西川源次郎→ 北川源次郎)※7			元治16.16	M12 - 27		M27.5 別家→退店	退店時、100円 博多で呉服小売商開業	(犬上郡)彦根町字岡
3 西村太右衛門 ●	太七	博店 →M28京店	慶応3	M19 - 33	配・給	M28.6. 別家 M32. 退店	別家時、200円。退店時、1500円 M32.2 京で卸業開業	(愛知郡)稻枝村字三津
4 瀧豊吉 ●	豊七	M1		M14 - 27	配・給	M27.5 別家→退店	別家時、50円	(犬上郡)彦根町
5 N弥十郎 ●	弥七			(M19) - 21	配・給	M21.11 解雇(放蕩)	解雇時、貸越38.86円	
6 T甚三郎 ●				(M19) - 20	配	M20.10.14 (病氣死亡)	父親へ300円贈与	(犬上郡)彦根町字岡
7 O善助				(M19) - 21	配・給	M21.5 解雇(放蕩)	配当金により貸越相殺 (貸越4.84円+貸金52.023円)	
8 N信吉				(M19) - 23	配	M23.9 解雇(逃亡)	配当金没収(解雇後、貸金有)	
9 K捨吉	忠七 (改)			(M19) - 26	配・給	M26.1 解雇(不埒致シ)	貸越5.888円	
10 S伊三郎				(M20) - 21	配	M21.7. 解雇(不見込)	解雇時、7円	
11 K才一郎	誠七			(M20) - 27	配・給	M27. 解雇	貸越335.70円	
12 渡辺為吉 ●	貞七			(M20) - 40	配・給	M36.4.10 別家 M37 名簿；支配人兼任入方 M40.3 退店	別家時、200円 M44 郡山で呉服小売商	(犬上郡)豊郷村字四十九院
13 S駒次郎				(M21) - 23	配	M23. 解雇	解雇時、8円	
14 X久七 (下男)				(M21) - 25	配・給	M24.10 解雇	(配当金没収のところを特別費与)	
15 F幸七				(M21) - 26	配・給	M26.4.11 解雇(不都合)	解雇時、21~56円(全額渡)	
16 K外吉	喜七			(M21) - 27	配・給	M27. 解雇	貸越205.325円	
17 Y繁吉				M22.10 - 26	配・給	M26.5.10 解雇(詐欺)	貸越41.352円	
18 X光次郎				(M22) - 23	配	M23. 解雇(病氣)	解雇時、4円(実家へ送付)	
19 K外吉	胸吉、 宗吉 (改)			(M22) - 31	配・給	M30. 解雇		
20 K音吉				(M23) - 24	配	M24.12.9 解雇	解雇時、3円 (配当金合計を賞金として)	
21 F政吉				(M23) - 25	配	M25. 解雇	貸越581.507円	
22 K他吉				(M23) - 25	配	M25. 解雇		
23 O又吉				(M23 - 26)	配			
24 A藤吉				(M23) - 27	配	M27.6.14 解雇	解雇時、22.356円(全額渡)	
25 M良吉				(M24) - 25	配	M25. 解雇		

氏名※1	通名	配属店※2	生年月日※3	雇用時期※4	差引帳	備考 1※5	備考 2	住所 ※6
26 O弘	弘吉			(M24) - 27	配	M27.1 解雇		
27 T熊吉				(M24) - 27	配・給	M27.1. 解雇	解雇時、50円 (積み立て残)	
28 伊岡治三郎 ●		飯店 (M25.11) →M26博店 →M33京店	M12.1.4	(M25.8 -)		M40.12 別家	別家時、500円 M43新店則、1500円	(愛知郡) 稲枝村字肥田
29 X久七 (下男)				(M25 - 27)	配・給			
30 西村条次郎 ●	良七 (亮七)		慶応3	(M25) - 34	配・給	M33.3.15 別家 M34.11 退店 M26. 解雇	別家時、50円。退店時500円 博多で仕立物卸小売開業 解雇時、25円	(愛知郡) 日枝村字四ツ谷
31 T普七				(M25) - 26	配			
32 X住吉				(M25 - 26)	配			
33 N勝五郎	勝七			(M25) - 27	配・給	M27.9.1 解雇 M27. 解雇	解雇時、50.142円 (全額渡) 貸越52,927円	愛知郡八木荘村字元持
34 K富蔵				M26.8.13 -				
35 Y武兵衛 ★				(M26) - 27	配	M27.4. 解雇 (実家都合)	解雇時、34.46円 (実家へ送付)	
36 O鶴吉	又吉			(M26) - 28	配	M28.6 (死亡)	死亡の際、400円	
37 N常太郎				(M26) - 28	配	M28. 解雇	貸越36,800円	
38 Y元治郎	嘉七			(M26) - 29	配・給	M29. 解雇	解雇時、35,996円 (本家にて貸与)	
39 K和一				(M26) - 29	配	M29. 解雇	全額渡 (金額不明)	
40 U進三								
41 F留吉	勇七 (改)			(M26) - 29	配	M29. 解雇	解雇時、82,295円 (全額渡)	
42 M久吉				(M26 - 33)	配・給		解雇記録2回あり	
43 N栄太郎	栄吉			(M26) - 34	配・給	M34.2.21 解雇 M34.2.26	解雇時、110,544円 (積立金残 + 貸与100円) 中途退店貸与100円	
44 N藤太郎	常七			(M26) - 35	配・給	M35.6. 解雇 (放蕩)	解雇時、50円 (積立金は53,903円)	
45 北川伊三郎 ▲	嘉七	博店	M13.1.3	M26 - T 3	配・給	M37 名簿：助役・仕入・売方 M41.2 別家 T 3.8 退店 (独立営業)	M44新店則、別家時1500円 退店時、2500円 博多で秩父島小売専業開業	(犬上郡) 高宮町
46 田中三九郎 ▲	正助	博店 (M27.3) →M28京店	M14.1.27	M27.3 -		M42.1 別家	別家時、300円 M45新店則、1500円	京都府紀伊郡磯大踏村大字横大路
47 馬場源十郎 ★▲		博店	M16.5.27	M29.7.6 -		M44.10 別家	別家時、1500円	坂田郡鳥居本村字鳥居本
48 辻吉太郎 ●		京店	M15.11.28 (M28.7.1)	M27.10 - T 2	配・給	M44.12 別家 T 2.8 休勤 (病氣療養)	別家時、1500円	(愛知郡) 稲枝村字三津
49 X喜助				(M27) - 29	給	M29. 解雇	解雇時贈与あり (積立金残)	(犬上郡豊郷村) 石畑
50 T庄吉				(M27) - 31	配	M31.5. 解雇 (不都合)		
51 U千吉	孝七			(M27) - 33	配	M33.1 解雇 (不都合)	内貸金放蕩費あり	
52 I次三郎	次吉			(M27 - 37)	配・給			

氏名※1	通名	配属店※2	生年月日※3	雇用時期※4	差引帳	備考 1※5	備考 2	住所 ※6
53 M彦松	彦七			(M28)-28		M28. 解雇	貸金13,262円	
54 O善吉				(M28)-29	配	M30. 解雇 (不都合)	大福帳へ移動	
55 W武吉				(M28)-30	配	M30. 解雇	解雇時、10円 (全額渡)	
56 F和吉				(M28)-30	配	M30.12. 解雇	解雇時、13円 (全額渡)	
57 Y留吉				(M28)-31	配	M31.5. 解雇 (不都合)		
58 N忠吉				(M28-35)	配			
59 Y政吉				(M28-35)	配			
60 T佐吉	庄助 (改)			(M28-37)	配			
61 U喜兵衛	★			M29.6.20-				
62 U善兵衛	*			M29.6.20-36	配・給	M35.12解雇 (不都合)	貸越304,562円	愛知郡稲枝村大字三津
63 X寅三郎				(M29)-31	預り金	M31.5 解雇 (不都合)		
64 X伊佐吉				(M29)-32	配	M32.10.1 (死亡)	死亡時、150円	
65 X政七				(M29-33)	配・給			
66 X善吉				(M29-35)	配	M37 名簿：丁稚		(蒲生郡) 内野村
67 清水太郎右衛門	太郎	博店 →M35京店	M16.3.18	M30.6-		T 1.12 別家	別家時、1500円	(愛知郡) 秦川村日加田
68 藤居滋藏	▲	博店	M18	M-		T 3.2.21 別家	別家時、1500円	(愛知郡) 愛知川町長野
69 小川徳次郎	●	博店	M19.6.5	(M32-)	配	M37 名簿：売方補助 T 4.2 別家	別家時、1500円	(愛知郡) 秦川村日加田
70 N弥 (矢) 太郎	●	博店	M19.4.20	(M33)-37	配	M37 中年に昇格		(愛知郡) 愛知川町川原
71 Y平太郎	▲	京店 →M41博店	M16	M-		T 2.5 解雇 (遊蕩)	退店時、500円 名古屋でインキ類製造販売	(愛知郡) 稲枝村稲部小字宇野部
72 N銀次郎	▲	京店 (M32.8)	M20.2.24	M30.8-T1		T 1.9 解雇 (遊蕩)	退店時、500円 北海道で呉服小売開店	(神崎郡) 北五個荘村中
73 T清吉				(M30)-31	配	M31.10. 解雇		
74 X政七				(M30)-34	配・給	M34.8. 解雇 (放蕩)		
75 U善七				(M30-35)	配・給			
76 X新吉				(M30)-36	配	M36.7.6 解雇	解雇時、26,805円 (積立金残)	
77 X太吉				(M30-37)	配・給			
78 X善吉				(M30-37)	配			
79 N吾一				(M31)-32	配	M32.4.5 解雇	解雇時、6,20円 (全額渡)	(愛知郡稲枝村) 三津村
80 X嘉吉				(M31)-33	配	M33.7. 解雇	解雇時、11,72円 (全額渡)	
81 X若吉	与吉			(M31)-33	配・給	M33.4. 解雇	解雇時、20,52円 (積立金残)	
82 S寿一	豊七			(M31-34)	配・給			
83 X末吉				(M31)-36	配	M36. 解雇	解雇時、100円 (全額渡)	
84 X利吉				(M31)-36	配・給	M36.12. 解雇	解雇時、80円 (積立金残)	
85 X仙吉				(M31-37)	配			
86 X文吉				(M31-37)	配			

氏名※1	通名	配属店※2	生年月日※3	雇用時期※4	差引帳	備考 1※5	備考 2	住所 ※6
87 X平吉				(M31-37)	配			
88 X源吉				(M31-37)	配・給			
89 X茂吉				(M31-37)	配			
90 X米吉				(M32-37)	配			
91 H重助 ▲		京店 (M33.10.29)	M21.9.8	M33.2 --			T 4 大連で半襟呉服小売行商	(犬上郡) 磯田村三津屋
92 U彦太郎 ●		博店	M21.10.12	(M36-)	配	M37 名簿：丁稚 T 4.1 妻帯	未別家	(愛知郡) 稲枝村三津
93 S大三郎 ▲		博店	M24.3.21	M -				(愛知郡) 秦川村目加田
94 T廣太 ▲		博店	M24.2.2	M -				(坂田郡) 鳥居本村
95 O浅吉	良吉	京店		(M33)-33	給	M33. 解雇	解雇時、100円 (全額渡)	(愛知郡秦川村) 目加田
96 X嘉吉				(M33)-37	配			
97 O次太郎				(M33)-37	配・給	M37 名簿：仕入方兼売方		
98 T亀吉		賄方		(M33)-36.12	配・給	M36.12. 解雇	貸越15,218円	
99 H多助 ▲		京店 (M35.2.26)	M20.3.21	M34.5 - T 5		T 5.10 解雇 (遊蕩)	退店時、500円	(坂田郡) 鳥居本村大字西法寺
100 伊助		京賄方		M34.8. -36	配・給	M36.5. 解雇	貸越106,865円	
101 K久三				M34.9. -36	配・給	M36.7.6 解雇	解雇時、600円 (積立金残)	
102 H寿一	豊七			(M34) - 35	配・給	M35.3.18 解雇 (拐帯逃亡)	親元より多少弁済 (拐帯以前貸越395,691円)	
103 K与惣平	與七			(M34-37)	配・給			
104 X庄吉		博店		(M34) - 37	配	M37 中年に昇格 M37 名簿：売方補助		
105 Y政吉				(M35-36)	配・給			
106 N忠吉				(M35) - 36	配・給	M36.3. 解雇	解雇時、20円 (預金残157,809円は大福帳へ)	
107 森本善松 ●	善七	博店	M16.5.27	(M35) - 37	配・給	M37 中年に昇格 M37 名簿：売方 M44.12 別家	別家時、1500円	(蒲生郡) 老蘇村字内野
108 K孝次				(M35) - 37	配・給	M37 名簿：帳場		
109 X定吉		博店		(M35) - 37	配	M37 中年に昇格 M37 名簿：売方補助		
110 X太助		京店		(M35-37)	配			
111 X栄吉		京店		(M35-37)	配			
112 X捨吉				M36.4.20-37	配・給			
113 X吉蔵				(M36-37)	配	M37 名簿：売方補助		
114 X考吉				(M36-37)	配			
115 X亀吉		賄方		(M36-37)	配	M37 名簿：炊事係		
116 X友吉		京店		(M36-37)	配			

	氏名※1	通名	配属店※2	生年月日※3	雇用時期※4	差引帳	備考 1※5	備考 2	住所	※6
117	Y 善藏 ▲		京店 (M38.1.26)	M24.5.25	M38.1 -				(坂田郡) 鳥居本村字西法寺	
118	Y 新藏 ▲		京店 (M38.4.29)	M23.10.2	M38.4 -		T 2.12 賞与 (模範店員)	賞与時、銀縁時計 1 個	(犬上郡) 福満村字尾	
119	T 源三郎 ▲		京店 (M39.2.26)	M25.7.16	M39.2 -				(坂田郡) 鳥居本村西法寺	
120	H 巳之助 ▲		博店 (M40.5.29)	M26.12.23	M -				(犬上郡) 磯田村三津屋	
121	N 栄太郎 ▲		博店 (M40.5.29)	M26.3.30	M39.4 -				(愛知郡) 秦川村斧磨	
122	T 兵藏 ▲		京店 (M40.1.18)	M26.3.25	M39.4 -				(愛知郡) 秦川村日加田	
123	W 尊藏 ▲		京店 (M40.8.17)	M26.3.20	M40.4 -44		M44.1.13 (死亡)		(坂田郡) 長浜町東本丁	
124	K 精一 ▲	精三	京店 (M40.8.23)	M26.1.24	M40.5 -		T 2.12 賞与 (模範店員)	賞与時、銀縁時計 1 個	(神崎郡) 旭村山本	
125	M 健藏 ▲		博店 (M41.2)	M21.2.20	M -				(愛知郡) 日枝村字沢	
126	T 太一郎 ▲		京店 (M41.4.2)	M28.1.11	M40.9 -				(愛知郡) 八木荘村字元持	
127	O 政次郎 ▲		京店 (M41.4.15)	M27.9.28	M40.3 -				(愛知郡) 秦川村日加田	
128	K 嘉平 ▲		京店 (M41.4.28)	M26.6.10	M41.6 -				(愛知郡) 秦川村北蚊野	
129	T 平次郎 ▲		京店・帳場 (M41.6.13)	M14.1.31	M41.6 -				(愛知郡) 東押立村祇園	
130	F 惣太郎 ▲		博店 (M41.3.26)	M25.5.21	M -				(愛知郡) 稲枝村肥田	
131	O 又次郎 ▲		博店 (M41.12.9)	M28.8.2	M -				(愛知郡) 秦川村日加田	
132	B 要太郎 ▲		京店 (M42.4.1)	M28.8.5	M41.3 -				(坂田郡) 鳥居本村	
133	F 与四郎 ▲		京店 (M41.3.26)	M29.4.26	M41.3 -				(愛知郡) 愛知川町川原	
134	N 静一郎 ▲		京店 (M42.5.1)	M23.11.20	M42.5 -		八幡商業学校卒業後入店		(愛知郡) 愛知川町	
135	Y 政次郎 ▲		博店 (M42.8.9)	M27.4.1	M42 -		T 2 帰国 (病氣療養)	T 4 1 博店へ復帰	三重県安濃郡安西村字小野平	
136	I 捨吉 ▲		京店 (M43.8.7)	M28.8.28	M42.11 -				(神崎郡) 北五個荘村字小幡	

氏名※1	通名	配属店※2	生年月日※3	雇用時期※4	差引帳	備考	1※5	備考	2	住 所	※6
137 K 繁次郎 ▲		博店 (M43.9.1)	M28.9.3	M43-						(犬上郡) 多賀村字多賀	
138 T 捨次郎 ★				M44.1.15-						愛知郡稲枝村字野良田	
139 I 甚之丞 ★				M44.9.5-						愛知郡日枝村大字吉田	
140 N 儀三郎 ☆				T 2.2.18-						犬上郡久徳村大字栗栖	
141 T 勇次郎 ☆				T 2.3.21-						犬上郡東甲良村大字池寺	
142 T 堪吉 ☆				T 2.4.10-						愛知郡日枝村大字吉田	
143 S 角次 ☆				T 3.4.20-						愛知郡桑川村字松尾寺	
144 B 茂右衛門 ☆				T 4.4.2-						犬上郡高宮町	
145 I 泰治郎 ☆				T 8.3.22-						愛知郡桑川村大字軽野	
146 S 俊雄 ☆				T 8.3.26-						神崎郡八日市村	
147 O 健治 ☆				T 8.3.28-						犬上郡東甲良村字横岡	
148 T 辰次郎 ☆				T 8.4.-						(犬上郡) 豊郷村安食西	
149 H 四郎七 ☆				T 8.4.1-						犬上郡豊郷村大字安食西	
150 K 辰吉 ☆				T 8.4.9-						甲賀郡石部村大字東寺	
151 M 善右衛門 ☆				T 8.5.1-						犬上郡豊郷村大字雨降野三之浦	
152 O 喜三郎 ☆				T 9.1.-						犬上郡久徳村大字土田	
153 K 繁嘉郎 ☆				T 9.4.18-						犬上郡豊郷村大字八町	
154 F 忠五郎 ☆				T 9.4.18-						犬上郡豊郷村字八町	
155 A 孫右衛門 ☆				T 9.4.18-						犬上郡豊郷村字八町	
156 I 喜三 ☆				T 9.4.23-						坂田郡伊吹村大字伊吹	
157 H 繁 ☆				T 9.4.3-						犬上郡龜山村大字大堂	
158 T 庫三 ☆				T 9.4.6-						犬上郡彦根町中組西	

◎伊藤長兵衛家文書、明治二十年～「店手代貸預金差引帳」、明治二十六年～「店員貸預金差引帳」、「雇用人履歴簿」、誓約書(二一通)より作成。

表中記号

●	「差引帳」、「奉公人名簿」共通	ナシ	「差引帳」のみ	☆	誓約書(印刷)
▲	「奉公人名簿」のみ	★	誓約書(手書き)	*	No61 U 善兵衛は、No92 U 彦太郎の父親

※1 氏名については個人のプライバシーを考慮し、別家を除きすべての奉公人苗字をアルファベット化に際しては一部苗字の推定が入る。また通名だけの奉公人にも仮苗字として「X」を加えた)

※2 配属店の欄中表記は、伊藤長兵衛商店博多店を「博店」、伊藤長兵衛商店京都店を「京店」と略記した。また()には店転入年次を表記し、転勤については→と年次であり、らわした。

※3 年号については明治をM、大正をTと略記し、その他の年号については変更を加えずそのまま用いた。

※4 入店年度が不明な奉公人のうち、差引帳記載の者については給金・配当金の記録が最初になされた年度を()であらわした。

※5 備考1には別家・解雇の年次と()でその理由を簡潔にまとめた。また備考2には別家・解雇時に与えられた金銭ならびに、その後の状況を記した。

※6 住所欄の()住所は当時の郡・村名を記し、プライバシーを考慮し番地は削除、住所は字までとした。字・大字は原文どおりである。

※7 No2「北川源三郎」は、明治20年差引帳では「西川源次郎」、明治26年差引帳では「北川源三郎」と表記されているが、20年の給金合計と、26年の差引帳が同額であり、何らかの理由で改名した同一人物であることがわかる。